

# 関西医科大学大学院医学研究科単位修得・成績評価に関する内規

## (趣旨)

第1条 この内規は、関西医科大学大学院学則（以下「学則」という。）第14条の規定に基づき、医学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目及び履修方法等に関して必要な事項を定める。

## (授業の方法)

第2条 授業は、講義、演習、実験・実習若しくは研究・論文作成指導のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 講義は、普通講義のほか、抄読会、臨床報告会、集談会等に出席したときは講義として取扱う。
- 3 演習は、普通演習のほか、文献照合、又は抄読会において抄読を担当したとき、臨床報告会において報告を担当したとき、集談会、学会等において研究発表をしたとき等は演習として取扱う。
- 4 実験・実習は、普通実験実習のほか、臨床検査、手術（見学を含む。）、診療治療現地調査、剖検（見学を含む。）等を実習として取扱う。
- 5 研究・論文作成指導は、学位研究の指導を受けたとき、学位論文作成の指導を受けたとき等は、研究・論文作成指導として取扱う。

## (単位の計算)

第3条 単位修得時間は次の各号に掲げる算出方法による。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習又は実験・実習のうち二以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮した授業時間をもって1単位とする。

## (授業科目、配当年次及び単位数)

第4条 修士課程学生は2年以上在学し、30単位以上を修得しなければならない。なお、学則第21条に定める授業科目の単位は原則として別表1に定める所定の学年において修得するものとする。

- 2 博士課程学生は原則として4年以上在学し、30単位以上を修得しなければならない。なお、学則第21条に定める授業科目の単位は原則として別表2に定める所定の学年において修得するものとする。
- 3 学則第26条に定める学年・学期及び休業日は指導教授が授業の都合により適宜変更することができる。ただし、毎学年授業日数は30週を下ることはできない。
- 4 授業に係る履修運用は別に定める。

## (履修手続)

第5条 毎学年の初めにその年に履修する科目を予め指導教授の承認を得て、医学研究科長（以下「研究科長」という。）に届け出るものとする。

## (単位の認定)

第6条 修士課程の単位修得の認定は、成績に基づき、科目責任者又は指導教授が行う。

- 2 博士課程の単位修得の認定は、成績に基づき、研究科教務部長又は指導教授が行うが、学則第16条に定める他の研究分野の科目を履修した場合は、該当研究分野担当教授が行う。

(成績評価)

第7条 授業科目成績は、出席状況、レポート、試験、受講態度等を総合的に勘案して行う。

2 成績評価の基準は、秀(S)、優(A)、良(B)及び可(C)を合格とし、不可(D)を不合格とする。(秀(S) : 90 点以上 100 点満点、優(A) : 80 点以上 89 点以下、良(B) : 70 点以上 79 点以下、可(C) : 60 点以上 69 点以下、不可(D) : 59 点以下)

3 年度途中から休学を認められた者が、当該年度初めから休学開始までに履修した講義等は、復学後に再履修を課さない。

4 指導教授は、授業科目単位修得・成績評価報告書及び研究進捗・指導状況報告書により、毎学年末に研究科長を通じて学長に報告しなければならない。

5 成績評価に付与する GP (グレード・ポイント) 及び GPA (グレード・ポイント・アベレージ) については、別に定める。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、研究科長が研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長が決定する。

(略)

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (修士課程)

	共通科目(講義)	専門科目	
		選択科目(講義)	特別研究科目(演習)
1年	8単位	12単位以上	10単位
2年	(原則履修済み)		
計	8単位	12単位以上	10単位
総計	30単位以上		